

## 令和3年度新入生向け

### タブレット端末の貸与・購入費の一部補助に関するQ&A

※合格者説明会にて口頭で説明したQ&A及び、補足事項について掲載しています。

#### 1 共通項目

Q 1 どちらの支援制度（貸与・補助）の対象かわからない。

A 1

○ 市町村から課税証明書を取得し、市町村民税の所得割額の欄を確認してください（※）。その金額により以下のとおりの対象となります。

- ① 0円（非課税）：「貸与」の対象
- ② 1円～51,299円：「補助」の対象
- ③ 51,300円以上：「貸与」・「補助」どちらも対象外

※ 課税証明書等による確認方法は、合格者説明会で配付済のチラシ裏面に掲載されています。

Q 2 非課税世帯だが、端末を購入して補助を希望した場合、対象となるか。

A 2

○ 非課税世帯は貸与対象となるため、補助の対象者とはなりません。

Q 3 令和何年度の課税証明書を取得すればよいか。

A 3

○ 令和3年度入学生の方は、令和2年度（令和元年収入分）の課税証明書を取得してください。

#### 2 端末の貸与

Q 4 生活保護を受給しているが、端末貸与の対象になるか。

A 4

○ 生活保護のうち、「生活扶助」の対象となっていれば、住民税非課税なので、貸与の対象となります。（それ以外の扶助は、必ずしも「非課税」とは限りません。）

Q 5 就学支援金（又は奨学給付金（早期給付））で課税証明書を提出するが、端末貸与の申請でも別に課税証明書を提出する必要があるか。

A 5

○ 学校に課税証明書の原本を提出済であれば、別に提出する必要はありません。

### 3 端末購入費の一部補助

Q 6 課税証明書ではなく、源泉徴収票でもよいか。

A 6

- 源泉徴収票だけでは正確な税額がわからないこともあるため、課税証明書の提出をお願いします。

Q 7 家族全員の課税証明書が必要か。

A 7

- 保護者等（親権を行うもの）分のみ提出してください。  
（例1）：父・母・祖父・祖母・本人・弟の6人家族 → 父と母の2名分  
（例2）：祖父・祖母・本人の3人家族 → 祖父と祖母の2名分

Q 8 3月中に端末を購入したいが、補助の対象となるか。

A 8

- 対象となりません。補助の申請をする場合は、必ず4月1日以降に注文・購入をお願いします。

Q 9 端末購入代金をポイントで支払った場合、補助対象となるのか。

A 9

- ポイントで支払った分は対象となりません。  
例えば購入代金 50,000 円のうち、10,000 円分をポイントで支払った場合は、40,000 円が補助対象となり、その半額の 20,000 円が補助額となります。

Q10 領収書等とは、レシートでもよいか。

A10

- ①日付 ②購入金額 ③購入価格内訳 ④販売事業者名 が明記されていればレシートも可です。

Q11 クレジットカード払いのため、販売事業者から領収書が発行できないと言われた。

A11

- 販売事業者が発行する明細書（クレジット払いが明記されているもの）を提出してください。

Q12 ネット注文のため、販売事業者から注文確認書しか発行できないと言われた。

A12

- 以下により対応願います。
  - ①クレジット払い  
→ 注文確認書（商品金額明細・金額・クレジット払いの明記）
  - ②コンビニ払い  
→ 注文確認書（商品金額明細・金額）＋コンビニで支払時に受け取る領収書

Q13 振込のため、販売事業者から領収書を発行できないと言われた。

A13

○ 以下により対応願います。

①金融機関の店舗での振込（ATM含む）

→ 振込の控え（領収書、金融機関発行）※+商品金額明細（販売事業者発行）

②インターネットでの振込

→ 取引履歴等（画面印刷）※+商品金額明細（販売事業者発行）

※日付・相手・金額が明記されており、かつ金融機関がわかるもの

Q14 携帯ショップで契約したLTEモデルのタブレットも補助対象となるのか。

A14

○ 領収書等の中で端末本体購入代金が明確になっていれば、対象となります。例えば、領収書に月額〇〇円とだけ記載されている場合は、本体購入費が判断できないため、補助対象とはなりません。